

農林水産省「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」対応
GLOBALGAPVersion 3.0 同等性認証 申請予定

JGAP

ジェイギャップ

(Japan Good Agricultural Practice)

農場用 管理点と適合基準

青果物

2010

パブリックコメント版

2010年3月31日

目次

はじめに	p.1
JGAPの理念	p.1
認証の仕組み	p.2
著作権について	p.4
免責事項	p.4
言葉の定義と説明	p.4
A. 農場運営と販売管理	p.9
1. 農場運営	
2. 計画と記録	
3. 販売管理とトレーサビリティ	
B. 食の安全	p.14
4. 土・水・種苗の管理	
5. 肥料の管理	
6. 農薬の管理	
7. 収穫・運搬にかかわる衛生管理	
8. 農産物取扱い	
C. 環境保全型農業	p.34
9. 水の保全	
10. 土壌の保全	
11. 周辺地への配慮	
12. 廃棄物の適切な処理と削減	
13. エネルギーの節約	
14. 環境保全への意識と生物多様性への配慮	
D. 労働安全と労働福祉	p.39
15. 労働安全	
16. 労働福祉	
E. 輸出項目(GLOBALGAP同等性項目)(暫定)	p.43
対応法令と参考文献一覧	p.48

はじめに

本文章は、下記の項目に関する適正農業規範（Good Agricultural Practice）であり、適切な農場管理とその実践について示したものです。

- A 農場運営と販売管理
- B 食の安全
- C 環境保全型農業
- D 労働安全と労働福祉

農産物の生産工程全体を通し、上記4項目に関わる重要な管理点を列挙してあります。これらの管理点は、多様な生産者に共通する最低限の基準をまとめたものであり、それぞれの特徴ある農業のやり方や工夫を阻害しないよう作成されています。JGAPの管理点に注目して農場管理を行うことにより、上記4項目について適切に対応することができます。

また、JGAP が農場に導入されることにより、国際的にも高く評価される農場管理のレベルが実現し、同時に消費者を含む農産物の買手との信頼関係構築に活用することができます。

JGAPは、農業生産者が主体的に活用する農業生産工程管理手法です。自己点検を通して農場管理を継続的に改善する経営管理体制を構築することができます。農産物の安全性を高める科学的なアプローチであり、農業生産者が自らの品質保証の仕組みとして導入するものです。

一方で、第三者による審査・認証制度を活用することで、適切な農場管理を実践している信頼性の高い農業生産者や団体であることを社会全般へアピールすることができます。

JGAPの理念

人間と地球と利潤の間に矛盾の無い農業生産の確立と、生産・流通・消費の信頼関係構築を目指します。

日本の農場において、安全な農産物の生産、環境に配慮した農業、農業生産者の安全と福祉、適切な販売管理を実現するための手法としてJGAPは開発されました。JGAPが農場に導入されることにより、持続可能な農業経営を確立するとともに、消費者・食品事業者の信頼を確保することができるようになります。

JGAPとは日本の生産環境に適した農業生産工程管理の手法であり、日本の農業生産者と農産物流通業者の両者が協力して開発するべきものです。農業生産者が継続的に実行可能であり、且つ消費者・食品事業者が安心できる農業生産工程管理を構築する必要があります。

JGAPは農業生産者が自主的に取り組むべき経営手法である一方、その導入の達成段階は審査・認証制度を通して社会に広く認知されるべきであり、農業生産者が農産物販売において供給者としての信頼性を表現する基準としても機能すべきものです。

農産物の安全を確保して消費者を守り、地球環境を保全し、同時に持続的な農業経営を確立することがJGAPの目指す最終的な目標です。

認証の仕組み

JGAPは下記の2つの文書から構成されています。

- ① JGAP総合規則
- ② JGAP管理点と適合基準

導入のステップは下記の手順をご覧ください。

認証までの手順概要

ステップ

1. 個別認証の場合

- ① 「JGAP 農場用 管理点と適合基準 青果物」を理解します。
- ② 「JGAP 農場用 管理点と適合基準 青果物」に基づく手順を構築し、運営します。
- ③ 自己点検を行い、改善すべき点は改善します。
- ④ NPO法人日本GAP協会が認定した審査・認証機関に審査を申請し、審査が行われます。管理点は全て審査され、それぞれの結果が「適合」「不適合」「該当外」のどれかに決定されます。
- ⑤ 指摘された不適合項目を是正し、是正報告書を審査・認証機関へ送付します。
- ⑥ JGAP審査・認証機関の判定審議の結果、下記の合格基準を満たした農場にJGAP認証書が与えられます。

「JGAP 農場用 管理点と適合基準 青果物」
⇒ 該当する必須項目に100%適合
 該当する重要項目に95%以上適合

2. 団体認証の場合

「JGAP 農場用 管理点と適合基準 青果物」、及び「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」を理解します。

「JGAP 農場用 管理点と適合基準 青果物」及び「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」に基づく「農場管理マニュアル」を必ず作成した上で、手順を構築して運営します。

自己点検及び内部監査を行い、改善すべき点は改善します。内部監査は、団体事務局、共同選果場等の共同の農産物取扱い施設及び全ての農家に対して行う必要があります。

NPO法人日本GAP協会が認定した審査・認証機関に審査を申請し、審査が行われます。管理点は全て審査され、それぞれの結果が「適合」「不適合」「該当外」のどれかに決定されます。生葉農家の審査は、サンプリングとなります。（農家数の平方根で小数点切上げた数）

指摘された不適合項目を是正し、是正報告書を審査・認証機関へ送付します。

JGAP審査・認証機関の判定審議の結果、下記の合格基準を満たした団体にJGAP認証書が与えられます。

「JGAP 農場用 管理点と適合基準 青果物」
⇒ 該当する必須項目に100%適合
 該当する重要項目に95%以上適合

「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」
⇒ 該当する項目に100%適合

前版の取扱いについて

JGAP農場用管理点と適合基準 青果物 第2.1版による審査は2011年5月末まで可能である。

著作権について

- ① JGAP総合規則
- ② JGAP管理点と適合基準

この2つの文書は特定非営利活動法人日本GAP協会が作成しました。これらの著作権は、日本GAP協会が所有します。これらの文書より二次的著作物の作成を検討する場合は、日本GAP協会に事前に許諾を得る必要があります。

免責事項

日本GAP協会及びJGAPの審査・認証機関は、JGAP認証を取得した生産者が販売する農産物について、法的な責任を負いません。

言葉の定義と説明

・ **GAP** : Good Agricultural Practice の頭文字で、直訳すると「良い農業のやり方」で、「適正農業規範」や「農業生産工程管理手法」などと訳されている。農産物生産の各段階で生産者が守るべき管理基準とその実践のことで、食の安全、環境保全型農業、労働安全と労働福祉などの視点から適切な農場管理のあり方についてまとめられたもの。

・ **JGAP** : Japan Good Agricultural Practice の頭文字で、日本の生産者、小売業者、卸業者、食品製造業者、営農指導関係者、研究者などにより作成されたGAP。日本の気候・風土や法律ならびに社会環境などを考慮したGAPのこと。

・ **JGAP総合規則** : JGAPの理念と制度全般、JGAP審査・認証の規則と手順、JGAPの表示、他のGAPとの関係（同等性認証）について規則が定められているルールブック。

・ **管理点** : 適切な農場管理の視点から、食の安全、環境保全型農業、労働安全と労働福祉などについて、管理すべきポイント。

・ **適合基準** : 適切な農場管理の状態について客観的な判断基準を示したもの。

- ・ **必須項目**：法令遵守などの面から最も重要で、食の安全、環境保全型農業、労働安全と労働福祉などに欠かすことのできない管理点。
- ・ **重要項目**：食の安全、環境保全型農業、労働安全と労働福祉などの確保に密接に関係する項目であり、適合することが強く求められる
- ・ **努力項目**：認証には影響しないが、理想的な農場管理のために積極的に取り組むことが望まれる管理点。
- ・ **該当外**：その農場にとって管理点ではない項目。例えば、収穫後に農産物を洗う工程がない農場では、管理点の4.3.1は該当外となります。8の項目については、次のどちらかの場合全て「該当外」となります。①収穫後の農産物の取扱いがその農場・団体の管理下で無い場合、②同じ施設内で他の農場の商品と区別無く扱われる場合
- ・ **自己点検**：JGAP管理点と適合基準で自らの農場管理を審査点検・確認すること。JGAPでは年に一回以上実施することが求められており、不適合項目は改善しなければならない。
- ・ **認証**：農場の管理が、JGAP管理点の適合基準を満たしていることを審査・認証機関が証明すること。
- ・ **青果物**：野菜と果樹、菌茸類・スプラウト類も含む。
- ・ **穀物**：米、麦、その他雑穀類、青果物として取り扱わない豆類やとうもろこしなど。
- ・ **圃場**：作物を栽培する土地及び作物を栽培するハウス等。
- ・ **施設**：農場管理に使用するための全ての建物、構築物及び装置を指す。施設には、例えば、農薬や肥料の保管庫、農機具の保管庫、農産物取扱い施設（日本緑茶の場合は茶工場）、トイレ等がある。
- ・ **農場**：生産される農産物の所有権を保有し、同一の資本・経営の下で生産が行われ、共通の体制で管理されている経営体のこと。圃場、施設を含む農業経営の場所。
- ・ **作物**：圃場で栽培（生育）中の植物を「作物」とよび、収穫後の農産物と区別する。
- ・ **農産物**：作物が圃場で収穫された後は「農産物」とよび、収穫前の作物と区別する。
- ・ **危害**：食の安全について危害要因の大きさと発生頻度の両方を考慮したもの。食品中に危害要因が存在する結果として、健康への悪影響が起こる可能性とその程度のこと。危害＝危害要因の大きさ（重篤さ）×発生頻度（確率）

・ **危害要因**：健康に悪影響をもたらす原因となる可能性のある食品中の物質または食品の状態のこと。危害要因は、生物学的要因（病原微生物など）、化学的要因（重金属、残留農薬など）、物理的要因（金属片、ガラス破片、毛髪などの異物混入）に分類される。

・ **異物**：目的の農産物以外のものを言う。

・ **食の安全**：JGAPの中では農産物の安全を指す。（審議中）

・ **農産物の安全**：農産物に関して、病原菌付着などの生物的危害、基準値を超える農薬残留などの化学的危害、異物混入などの物理的危害が排除された状態。「JGAP 農場用 管理点と適合基準」を遵守することによって、工程管理に基づく安全な農産物の生産を目指している。

・ **食品**：食品衛生法 第4条に定める薬事法で定める医薬品及び医薬部外品を除くすべての飲食物を指す。飲食物としての最終製品でなくとも、最終製品の原料段階のものも食品と定める。従って、農産物は食品と定義する。

・ **栽培**：圃場における育苗、定植、病害虫の防除、除草、施肥、耕起、定植等の農業生産者の行う収穫以外の一連の作業活動をいう。

・ **収穫**：作物を採取して農産物にすること。

・ **作業員**：農場で農業生産に関わる全ての人。

・ **従業員**：農場経営者に雇用された作業員。

・ **農薬**：農薬取締法に定められた薬剤。殺虫剤、殺菌剤、殺虫・殺菌剤、除草剤、殺そ剤、植物成長調整剤、誘引剤、展着剤、天敵があ

・ **ポストハーベスト**：収穫された農産物の品質を保持するために行われる様々な処理の総称。

・ **特定農薬**：「その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬。」*改正農薬取締法第2条第1項。

・ **IPM(Integrated Pest Management)** : 「総合的病害虫・雑草管理」と訳され、化学農薬だけではなく、その他様々な工夫を用いて病害虫密度の増加を抑えること。

・ **使用時期(収穫前日数)** : 農薬取締法に定められた、それぞれの農薬の使用可能時期。

・ **ドリフト** : 散布した農薬が、対象物以外に飛散すること。

・ **肥料** : 「植物の栄養とすることを目的として土地にほどこされる物。 植物の栽培に役に立つように土壌に化学的変化をもたらすことを目的として土地にほどこされる物。」 * 肥料取締法

・ **肥料等** : JGAPでは適切な農場管理の視点から、土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆厩肥を肥料と合わせ肥料等と呼ぶ。

・ **食品衛生法に基づく登録検査機関** : 食品衛生法に基づき厚生労働省に登録された検査機関。登録等に関し一定の基準が定められており、一般的にその機関による検査結果は公的なものとして取り扱われる。

・ **水道法に基づく登録検査機関** : 水道法に基づき厚生労働省に登録された検査機関。登録等に関し一定の基準が定められており、一般的にその機関による検査結果は公的なものとして取り扱われる。

・ **国際標準化機構(ISO)** : 規格を国際的に標準化する機構(International Organization for Standardization)。ここで定められた基準は、製品の品質や、工場および認証機関、検査機関などの管理について一定の信頼性を証明するために使われる。

・ **国際標準化機構(ISO) 17025** : 国際標準化機構(ISO)で定められた試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項。国際的に、信頼できる検査機関の指標の一つとされている。

・ **土壌診断** : 作物の収量・品質の向上、農作業のやり易さ、適正な施肥量や土壌改良資材施用量などを算出することを目的として、圃場の土壌の状態について総合的に調べること。土壌分析、土壌の健康診断とも呼ばれる。

・ **土壌図** : 土壌の分布を地図上に示したもので、土地資源の台帳となる。

・ **自然保護地**：環境省が定めた次の地域。原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園、鳥獣保護区、生息地等保護区、ラムサール条約登録湿地、世界自然遺産。

・ **トレーサビリティ**：出荷する商品からその農産物を作った生産者が特定でき、出荷記録からそれが生産された圃場が特定できる。

・ **組織表**：農場経営の責任者、および作業毎の責任者が明確に分かる表。

・ **植物残渣**：収穫物で出荷に適さず廃棄されるもの、または栽培中に切り落とされた枝・幹・葉・根など。作物残渣。

・ **飲用適**：井戸の飲用水10項目の水質検査の結果、『水質基準に関する省令』の基準値を満たしているもの。（審議中）

・ **標準施肥**：（審議中）

・ **地方公共団体**：（審議中）

・ **廃棄物**：（審議中）

・ **病原微生物**：（審議中）

・ **JGAP違反**：（審議中）

・ **商品回収を伴う重大事故**：（審議中）

・ **土壤汚染地域**：（審議中）

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
A 農場運営と販売管理							
1. 農場運営							
1.1 理念・コンプライアンス							
1.1.1	必須	JGAPの理念を理解している	JGAPの理念を説明できる				
1.1.2	必須	農産物の生産や取扱いに関する法律を入手できる	JGAPに関わる関連法令等に関する最新情報を入手する相談窓口を持っている。				
1.2 組織管理							
1.2.1	努力	事業計画を策定している	自分の農場の経営に関する計画を立てている。				
1.2.2	必須	責任と権限が明確になっている	下記の責任者が明確になっている経営の組織表がある。 ① 農場の責任者 ② 商品管理の責任者（管理点3.3.1参照） ③ 施肥の責任者（管理点5.1.1参照） ④ 農薬使用の責任者（管理点6.1.1参照） ⑤ 農薬保管の責任者（管理点6.4.1参照） ⑥ 労働安全の責任者（管理点15.1.1参照） ⑦ 福祉の責任者（管理点16.1参照）				
1.2.3	必須	圃場・施設の基本情報がある	圃場と施設（作業場、倉庫等）について、識別可能であり、下記の最新情報が分かる一覧表がある。 ① 圃場の地番、面積と所有形態、圃場の名称または圃場番号 ② 施設の地番、名称 ③ 周辺の状況（自然環境、隣接農場、畜産関連等）が分かる圃場・施設の地図				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
1.2.4	努力	農業機械の基本情報がある	保有している農業機械について、識別可能であり、下記の最新情報が分かる一覧表がある。 ① 機械の名称 ② 機械の用途 ③ 購入時期 ④ 保管場所 ⑤ 性能				
1.2.5	重要	機械を適切に整備している	① 農薬散布機・トラクター・包装機械・水耕設備など農業用の機械は、年1回以上の点検、修理、オイル交換などの整備を行い、整備不良による事故・農産物汚染、土壌汚染の恐れのある油漏れや液漏れを防いでいる。 ② 整備記録を残している。 ③ 外部の整備サービスを利用している場合は、整備伝票等を保管している。				
1.2.6	必須	新規圃場の適性を検討している	下記の項目について検討した上で、新規圃場の使用を判断している。 ① 土地の使用履歴 ② 土質 ③ 土の安全性 ④ 水質 ⑤ 水の安全性 ⑥ 作業の安全性 ⑦ ドリフトの危険性				
1.2.7	重要	新規圃場の問題に対策を講じている	管理点1.2.6の検討の結果、問題があったが改善可能と判断した場合は、対策内容とその結果（実効性）について記録を付けている。				
1.2.8	努力	知的財産を保護している	① 新たに開発した技術は特許・実用新案を申請している。 ② 新たに育成した品種は、品種登録をしている。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
1.3外部委託管理							
1.3.1	必須	外部委託業者とJGAP遵守を合意している	播種・定植・防除・施肥・収穫・農産物取扱い等の農産物生産工程に直接係わる作業をを外部委託する場合には、委託される業務と、その業務が該当する『JGAP 農場用 管理点と適合基準』の項目に従うことの合意を得ている				
1.3.2	必須	外部委託業者のJGAP遵守を確認している	① 作業の受託者がJGAPの該当項目に適合しているかどうかについて、受託者自身（もしくは委託者たる生産者）が検討を行っている。 ② 生産者は検討の結果を入手し、受託者がJGAP該当項目に適合していることを確認している。 ③ 確認の結果は審査の際に閲覧できる状態であり、受託者は必要ならば審査員の訪問を受け入れなければいけない。				
1.4自己点検とJGAP違反							
1.4.1	必須	自己点検を実施している（その1）	JGAPの自己点検を年1回以上行い、自己点検に使用した『JGAP 農場用 管理点と適合基準』（チェックリスト）に下記の項目を記録している。 ① 農場名 ② 点検者名 ③ 自己点検の実施日 ④ 改善点一覧				
1.4.2	重要	自己点検を実施している（その2）	① 自己点検は農場の責任者または責任者が指名した者が行っている。 ② 自己点検を行った者はJGAP指導員である。もしくはJGAP指導員と共同で自己点検を実施している。				
1.4.3	必須	自己点検の改善の効果を確認している	自己点検による改善が適合基準に適合していることを確認できる記録がある。				
1.4.4	必須	JGAP違反を改善している	① JGAPの違反が発生した場合、違反の内容、原因、是正内容を記録している。 ② これら一連の作業手順を文書化している。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
2. 計画と記録							
2.1栽培計画							
2.1.1	必須	栽培計画を立てている	下記の項目を含む栽培計画を立て文書化している。⑤は栽培暦でもよい。 ① 品目 ② 圃場 ③ 農薬使用 ④ 肥料使用 ⑤ 作業時期 ⑥ 収穫予定量				
2.1.2	重要	行政の基準等を考慮した栽培計画を立てている	農薬と肥料に関する栽培計画は、下記を考慮して立てている。 ① 地方公共団体が定めた慣行レベル ② 取引先と交わした栽培基準 ③ 地域の防除規制日がある場合はその期日を把握し、計画に盛り込んでいる				
2.2記録管理							
2.2.1	必須	JGAPで必須となる記録類を記録している	下記のことを記録している。括弧内は参照すべき管理点である。 日々記録するもの ①自己点検結果 (1.4.1) ②JGAP違反記録 (1.4.3) ③出荷記録 (3.2.1) ④収穫記録 (3.2.2) ⑤商品回収記録 (3.4.1) ⑥種苗の記録 (4.4.2) ⑦肥料使用記録 (5.3.1) ⑧農薬使用記録 (6.3.4) 年に1回以上記録するもの ⑨圃場・施設台帳 (1.2.4) ⑩組織表 (1.2.3) ⑪栽培計画 (2.1) ⑫防除計画 (6.1.5) ⑬残留農薬検査のサンプリング方法 (6.6.2) ⑭作業工程の一覧表 (7.1、8.1) ⑮危害の一覧表 (7.2、8.2) ⑯危害対策手順 (7.3、8.3) ⑰廃棄物の一覧表 (12.1) ⑱危険箇所の一覧表 (15.1.1)				
2.2.2	必須	記録を保管している	管理点2.2.1の記録は過去2年分以上保管し閲覧可能な状態にしている。初回審査では3か月分、最初の年次審査では1年3ヶ月分を保管している。そのほかの必要な書類についても同様に保管している。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
3. 販売管理とトレーサビリティ							
3.1販売管理							
3.1.1	努力	販売先と契約を交わしている	<p>① 特定の取引先と契約している場合は、交わしている売買のとり決めの内容を文書化し、可能な限り取引先と共有している。 取り決めの内容は例えば、下記の方法がある。 日付、取引先、数量（規格・重量）、価格、品目、支払期日、納期。</p> <p>② 委託販売の場合は、交わしている委託のとり決めの内容を文書化し、可能な限り受託者と共有している。</p>				
3.2トレーサビリティ							
3.2.1	必須	収穫記録を付けている	<p>収穫作業について下記の内容を記録している。</p> <p>① 品目 ② 収穫日 ③ 収穫数量 ④ 収穫場所（圃場の名称または圃場番号） ⑤ 収穫ロット番号（管理点3.2.2で必要な場合）</p>				
3.2.2	必須	出荷記録を付けている	<p>出荷について下記の内容を記録している。</p> <p>① 品目 ② 出荷日 ③ 出荷数量 ④ 出荷先 ⑤ 収穫情報あるいは収穫情報と結びついている保管情報（収穫日、圃場の名称または圃場番号、収穫ロット番号など）</p>				
3.2.3	必須	出荷先との間のトレーサビリティを確保している	出荷する農産物から、その農産物を作った生産者が特定できる。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
3.3商品管理							
3.3.1	必須	商品管理責任者がいる	商品管理責任者が明確になっており、下記の項目の管理を統括している。 ① 農産物の規格・等級 ② 生産過程での品質点検体制（目揃い、異物点検など） ③ 商品に関する苦情の内容記録、原因追及と問題点の改善及びその記録 ④ 商品の表示が正しいことを関係機関に確認している。				
3.3.2	必須	正確な計量をしている	秤は正しく計量できることを定期的を確認している。 例えば、下記の方法がある。 標準分銅で誤差を確認している、外部の検査に出している。				
3.3.3	必須	JGAPマークを正しく表示をしている。	JGAPマークの使用はJGAP総合規則を守っている。				
3.4商品回収							
3.4.1	必須	適切な事故対応及び改善を行っている	① 商品回収を伴う重大事故（例えば、残留農薬の基準値違反）が発生した場合、農産物の追跡、商品回収、顧客・審査機関・必要に応じて関係機関への連絡（残留農薬事故の場合は保健所）への連絡、製品回収による欠品の埋め合わせなどの対策措置があり文書化している。 ② 事故が起きた場合は対策措置に基づき対応し、結果を記録している。 ③ 年に1度、対策措置を見直している。				
B 食の安全							
4. 土、水、種苗の管理							
4.1土の管理							
4.1.1.	重要	土壌の安全性を確認している	行政の通知・指定による土壌汚染地域及びその隣接地にある圃場は定期的に問題となる物質を分析し、安全性を確認している。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
4.1.2.	努力	連作障害の予防をしている	連作障害の可能性がある1年生作物は連作障害を防ぐ工夫をしている。 例えば、下記の方法がある。 太陽熱消毒、緑肥の使用による土作り。				
4.1.3.	重要	きのこ施設の消毒を適切に行っている	きのこ類は下記の対策をとっている。 ① 施設・接種機器等の消毒は培地にかからないように取り扱っている。 ② 栽培場所の消毒は培養菌床にかからないように取り扱っている。				
4.1.4.	重要	スプラウト類・きのこ類の培地の安全性を確認している	スプラウト類・きのこ類の培地・原木は農産物に危害を与える要因が培地・原木にないか、製造元から原料の証明書等を入手するなど年1回以上確認している。 危害要因には例えば、下記がある。 重金属、化学物質、病原微生物。				
4.1.5.	重要	スプラウト類・きのこ類の培地の問題への対策をとっている	管理点4.1.3の確認の結果、問題がある場合は、対策をとっている。				
4.1.6.	重要	スプラウト類・きのこ類の培地や栽培容器を衛生的に管理している	スプラウト類・きのこ類の培地や栽培容器の管理は下記の項目を満たしている。 ① 病原微生物汚染や異物が混入しないよう保管している。 ② 再利用する場合は適切な殺菌消毒・洗浄を行っている。殺菌した場合は、殺菌場所、実施日、薬品名、使用方法、作業者名、植え付け前期間を記録している。農場外で行う場合は、培地を殺菌した会社の名称と所在地を記録している。				
4.2栽培中に使用する水の管理							
4.2.1	必須	栽培中に使用する水は、取水と排水を区別している	栽培中に使用する水は、確認できる範囲で取水と排水が明確に分離されている。用排水の分離が行われていない地域では、排水に生活排水が流れ込んでいなければよい。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
4.2.2	努力	もやしやスプラウト類の使用水を適切に管理している	<p>もやし・スプラウト類は下記の対策をとっている。</p> <p>① 培養液に使用する水の水質検査を行い飲用適を確認している。</p> <p>② 給水設備は定期的にメンテナンスを行い、正常に稼働することを確認している。</p> <p>③ 養液タンク等に病原微生物や異物が混入しないよう対策をとっている。</p>				
4.3収穫後に使用する水の管理							
4.3.1	必須	収穫後、最後に使用水は衛生的である	農産物を最後に洗う水や収穫後に霧吹きに使う水、農産物と触れる水を衛生的に取り扱っている。また、水質検査を年1回以上行い、大腸菌不検出であることを確認している。主に生食するものは飲用適の水を使用する。				
4.3.2	必須	農産物を洗う水を適切に管理している	<p>① ため水洗いをする場合は、掛け流しで農産物を洗浄している。</p> <p>② 農産物を洗う水をくり返し使う場合、その水をろ過・消毒し、pHや消毒剤の濃度を定期的に点検し、記録している。ろ過は、水中の固形物や浮遊物を効率的に取り除くもので、定期的に行っている。</p>				
4.3.3	努力	安全な保冷剤を使用している	保冷剤は誤飲や破損しても人体に害のないものを使用している。				
4.4種苗の選択と管理							
4.4.1	重要	品種の選択の理由を説明できる	土地や気候に適した品種、販売力、耐病性、耐虫性、穂木の安全性（ウイルスの感染の有無）、農薬や肥料の使用量が少ないもの、といった多様な面から品種を選択している。				
4.4.2	必須	種苗の出所を記録している	<p>① 種苗を購入した場合、品種名、ロット番号、販売者、購入日、使用農薬の成分と使用回数に記載された証明書等を保管している、あるいは記録している。</p> <p>② 自ら採種している場合、種苗の出所を記録している。</p> <p>③ 種苗に農薬を使用した場合、管理点6.3.4に従って記録する。</p>				
4.4.3	必須	品種登録制度を守っている	登録品種の種苗を無断で栽培していない。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
4.4.4	重要	播種、定植を記録している	播種または定植の方法、播種日または定植日、および栽植密度を記録している。				
4.4.5	努力	スプラウト類の種子の安全性を確認している	スプラウト類の種子は下記の項目に配慮している。 ① 種子コーティングや病原微生物汚染が無いことを証明するロットごとの証明書や検査結果を入手している。 ② 発芽前に除菌処理を行っている。				
4.4.6	努力	スプラウト類の種子を衛生的に保管している	スプラウト類の種子は下記の項目に配慮している。 ① 種子は直接壁や床に接触しないように保管している。 ② 種子に病原微生物や異物が付着しないよう対策をとっている。 ③ 種子保管室の温度はその品種に適した温度を保っている。				
4.5 遺伝子組換え作物							
4.5.1	必須	適切に遺伝子組換え作物を栽培している	遺伝子組換え作物の栽培は、下記の項目に従っている。 ① 栽培する国、地方公共団体の指導に従って栽培している。 ② 栽培する国で許可された品種である。 ③ 遺伝子組換えであることを明記した栽培記録がある。栽培記録には品種名、圃場の名称あるいは圃場番号が記録されている。				
4.5.2	必須	適切に遺伝子組換え作物を販売している	遺伝子組換え作物の販売は、下記の項目に従っている。 ① 取引する国、地方公共団体の指導に従って販売している。 ② 取引する国で販売が許可された品種である。 ③ 取引する国の遺伝子組換え食品に関する表示義務に従う。条例や規制が存在していない場合は、少なくとも作物の名称、原産地（都道府県）、「遺伝子組換え」もしくは「遺伝子組換え不分別」のいずれかを表示する。				
4.5.3	重要	遺伝子組換え作物による非遺伝子組換え作物の汚染を防ぐ計画がある	遺伝子組換え作物の生産者は、遺伝子組換え作物による非遺伝子組換え作物への予期しない交雑・混入を防ぐ管理・保管方法を述べた文書を用意している。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
4.5.4	必須	非遺伝子組換え作物への遺伝子組換え作物の偶発的な混入を防いでいる	遺伝子組換え作物（種苗と農産物の両方）は、非遺伝子組換え作物への予期しない混入がないよう明確に表示・区分されている。				
5. 肥料等（土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆厩肥を含む）の管理							
5.1 肥料等（土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆厩肥を含む）の選択・計画							
5.1.1	重要	施肥の責任者がいる	① 施肥の責任者が、肥料の選択と散布計画の立案と実行の指示を行っている。 ② その責任者は肥料に関するメーカー、販売店、行政機関、農協などが開催する講習を受けたことが分かる記録がある。 もしくは、普及指導員や普及指導センターの助言を受けている。				
5.1.2	必須	適切な施肥設計を行っている。（その1）	都道府県の基準（標準施肥量）と定期的な土壌診断から施肥設計を行い、品質向上や環境保全に役立てている。土壌診断は、少なくとも、窒素・リン酸・カリ・石灰・苦土・pH・ECについて実施している。				
5.1.3	努力	適切な施肥設計を行っている。（その2）	土壌診断においてCEC・C/N比（炭素率）・微量元素を測定している。				
5.1.4	重要	肥料成分の把握をしている	① 購入肥料はその成分表（N、P、K、Ca、Mg、微量元素等）を保管して養分寄与を把握している。 ② 堆厩肥を使用する場合は、その養分寄与も考慮している。 ③ 購入先・入手先を把握している。				
5.1.5	努力	作物への硝酸塩の過剰蓄積を防いでいる	作物に硝酸イオン（硝酸塩）が過剰蓄積しないよう努力している。 例えば、下記の方法がある。 硝酸イオンの還元速度を速めるために被覆資材の透明度を保つ、硝酸イオンの過剰吸収を抑えるために必要最小限の施肥をする、硝酸イオンの蓄積が少ない品種を選ぶ。				
5.1.6	必須	病原微生物汚染の危険があるものを使用していない	圃場に未処理の生活廃水や生の人糞・家畜糞を使用していない。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
5.1.7	重要	肥料等の安全性を確認している（化学的危険）	① 普通肥料・特殊肥料以外の資材は、有害な重金属・化学物質による汚染がないことを確認している。 ② きのご栽培の場合、栄養材・添加材・増収材について①の確認をおこなっている。				
5.1.8	重要	肥料等の安全性を確認している（生物学的危険）	肥料等は病原微生物等による汚染がないことを確認している。 ① 原材料、製造方法を把握している。 ② 堆厩肥は発酵温度を60℃以上に保つなどして病原微生物の増殖を防いでいる。 ③ きのご栽培の場合、栄養材・添加材・増収材について①の確認をおこなっている。				
5.1.9	重要	肥料等の安全性対策をとっている	管理点5.1.7、5.1.8の確認の結果、問題が発見された場合は検査等を実施し、対策をとっている。				
5.2肥料等（土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆厩肥を含む）の準備・使用							
5.2.1	重要	肥料散布機の使用前点検をしている	肥料散布機の試運転を行うことで正確に散布できることを確認している。 例えば、下記の方法がある。 ノズルの詰まりがないことを確認している。				
5.3肥料等（土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆厩肥を含む）の使用記録							
5.3.1	重要	肥料等の散布を記録している	施肥について下記の内容を記録している。 ① 施肥した場所（圃場の名称または圃場番号）（1.2.3参照） ② 施肥日 ③ 肥料等の名称と成分 ④ 施肥量 ⑤ 施肥方法（散布機械の特定を含む） ⑥ 作業員名				
5.4肥料等（土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆厩肥を含む）の保管							
5.4.1	必須	発熱・発火・爆発の恐れがある肥料は適切に保管している	発熱・発火・爆発の恐れがある肥料（硝酸アンモニウム、硝酸カリ、生石灰）を保管している場合は、地域の消防署の指導に従った保管管理をしている。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
5.4.2	必須	肥料等を適切に保管している	肥料等は農産物、種苗、包装資材、収穫容器、農薬と接触しないように、また水源を汚染しないところに保管されている。				
5.4.3	重要	梱包された肥料等を適切に保管している	化学肥料や処理・梱包された肥料の保管場所は下記の項目を満たしている。 ① 覆いがあり、肥料が日光、霜、雨の影響を受けないようになっている。 ② きれいに清掃されており、ごみやこぼれた肥料がない。 ③ 肥料等を土の上に置いていない。 ④ 農薬入り肥料、石灰窒素は区分管理されている。				
5.4.4	努力	農薬入り肥料・石灰窒素は農薬に準じた保管をしている	農薬入り肥料・石灰窒素の保管は管理点6.4.2、6.4.3、6.4.4、6.4.5の項目を満たしている。				
5.4.5	努力	堆厩肥を適切に保管している	堆厩肥の管理施設は、床を不浸透性材料（コンクリート等）で作り、適当な覆い及び側壁を設け、流出液による水源汚染を防いでいる。				
5.4.6	重要	肥料等の在庫を管理している	① 肥料等の在庫は一覧表で確認できる。 ② 一覧表には、入庫ごと・出庫ごとの記録がある。記録から実在庫が確認できる。但し、計量が困難な肥料等については、何らかの方法でその在庫を把握する工夫をしている。				
6. 農薬の管理							
6.1 農薬の選択・計画							
6.1.1	必須	農薬使用の責任者がいる	① 農薬の選択と散布計画の立案、散布の指示を行う責任者が決まっている。 ② 農薬使用の責任者は、農薬使用に関して、農薬管理指導士、普及指導員、農協の防除指導員または都道府県がこれらと同等と認める資格を持っている。あるいは、これらの資格者や病害防除所、普及指導センターの助言や講習を受けている。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
6.1.2	重要	農薬に関する最新情報を収集している	<p>農薬使用の責任者は下記を実行している。</p> <p>① 農林水産消費安全技術センター、農協、資材メーカー、農薬販売店、各種講習会などから最新情報を入手している。</p> <p>② 防除作業の安全・省力化を図るために農薬の知識を高める努力をしている。</p>				
6.1.3	必須	農薬使用は必要最低限にしている	<p>農薬使用の責任者は、総合的病害虫・雑草管理(IPM: Integrated Pest Management)に取り組むなど、病害虫の発生状況に基づいて耕種的防除・生物的防除・物理的防除・化学的防除を適切に組み合わせ、防除を行っている。</p> <p>① 病害虫を事前に予防するために行っている工夫を少なくともひとつ例示できる。 例えば、次の方法がある。耐病性のある品種を選ぶ、土作り、マルチ・防虫ネットの使用。</p> <p>② 発生予察情報を活用しているなど、病害虫の発生状況を的確に把握し、駆除方法やタイミングを決定するための情報を収集している。</p> <p>③ 病害虫の発生状況に基づいて最低限の農薬散布を行っている。必要に応じて、農薬を使わない方法を考慮している。</p>				
6.1.4	重要	耐性・抵抗性の発生を防いでいる	過去1年間に使用した農薬を把握し、耐性を生じないような防除計画を立てている。ラベルに指示がある場合はそれに従っている。				
6.1.5	必須	防除計画がある	<p>農薬使用の責任者は下記を満たした防除計画を用意している。</p> <p>① 今後散布する予定の農薬の商品名、有効成分、適用作物、適用病害虫を書いた使用農薬の一覧表がある。地方公共団体や農協の防除歴でもよい。</p> <p>② 使用する農薬の使用回数、総使用回数、使用時期（収穫前日数等）の基準を満たす計画となっている。</p>				
6.1.6	重要	農薬の土壌残留を考慮している	土壌処理農薬について、今後1年間の作付け予定の品目にも適用があるか確認し、問題が予想される場合は使用を控えている。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
6.1.7	努力	環境に配慮した農薬使用計画を立てている	農薬使用の責任者は、有機JAS規格や特別栽培ガイドライン及びそれに準ずる行政の栽培基準を考慮して農薬使用計画を立てている。				
6.2農薬の準備・使用							
6.2.1	必須	適切な農薬を選んでいる	農薬使用の責任者は、生産国において登録がある農薬のみを使用している。日本の場合、農薬登録されている農薬のみを使用している。				
6.2.2	必須	農薬使用責任者の管理の下で農薬を準備・使用している	農薬使用責任者の許可無く農薬の準備・使用をしていない。				
6.2.3	重要	農薬散布機の使用前点検をしている	ノズル、ホース、接合部のチェックなどを行い、試運転を行うことで正確に散布できることを確認している。				
6.2.4	重要	適切な場所で準備している	① 農産物や環境に危害の無い場所で農薬を調合している。 ② こぼれ対策として、ほうき・ちりとり・ゴミ袋等を用意している。				
6.2.5	必須	農薬を正確に計量している	① 農薬を正確に計量できる器具を使用している。 ② 平らな場所で水を準備し、正確に希釈している。 ③ 計量カップ等は使用后、3回以上すすぎ、すすいだ水は散布機のタンクに戻している。				
6.2.6	必須	ラベルの表示内容を確認している	① 使用方法、適用作物、適用病害虫、使用量、混用について、ラベルの指示に従っている。 ② 使用する農薬の最終有効年月を確認している。				
6.2.7	必須	使用回数・総使用回数及び使用時期を遵守している	① 使用回数・総使用回数及び使用時期（収穫前日数等）は、ラベルの指示に従っている。 ② 連続して収穫する作物は、誤って収穫してしまうことを防ぐ工夫をしている。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
6.2.8	必須	立ち入り禁止期間を遵守している	① 農薬散布後、ラベルに立ち入り禁止が記載されている場合は、農薬散布後その期間中は圃場へ立ち入ってはいけないことが文書化（掲示を含む）されている。ラベルに記載がない場合は該当外。 ② 農薬散布記録などで、散布後の圃場立ち入り禁止日数を守っていることが分かる。				
6.2.9	必須	その他の使用上の注意事項を遵守している	管理点6.2.1、6.2.6、6.2.7、6.2.8以外の項目について、ラベルに記載された使用上の注意がある場合は、その指示に従っている。				
6.2.10	必須	伏せ込み地への除草剤はほだ木に影響がないように散布している	きのご類の原木栽培では、伏せ込み地（ほだ場）への除草剤散布は、ほだ木に飛散しないようにしている。				
6.3農薬の片付け・記録							
6.3.1	重要	農薬散布後の残液を適切に処理している	① 調合した農薬は使い切るようにしている。 ② 農薬散布後の残液の処理は、地方公共団体の指導に従っている。それらの指導がない場合には、農産物や水源に危害のない自分の管理する場所に散布している。				
6.3.2	重要	散布設備を洗浄している	散布設備に農薬が残らないような洗浄手順を決めた上で、散布後速やかに散布機、ホース、ノズル、接合部及びタンクを洗浄している。洗浄場所は特定されている。タンク等を他の目的に使用していない。				
6.3.3	努力	散布設備の洗浄水を適切に処理している	散布設備を洗浄した廃水の処理は、地方公共団体の指導に従っている。それらの指導がない場合には、規定の散布量を超えない範囲で、農産物や水源に危害のない自分の管理する場所に散布している。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
6.3.4	必須	農薬使用を記録している(その1)	<p>農薬使用について、下記の項目を記録している。④⑥は使用農薬の一覧表からの引用が分かるようになっているのもよい。</p> <p>① 対象作物または品種（農薬登録における適用作物名） ② 使用場所（圃場の名称または圃場番号） ③ 使用日 ④ 農薬の商品名及び有効成分名 ⑤ 希釈倍数と使用量 ⑥ 使用時期(収穫前日数など)</p>				
6.3.5	重要	農薬使用を記録している(その2)	<p>農薬使用について、下記の項目を記録している。②③は使用農薬の一覧表、④は組織表からの引用が分かるようになっているのもよい。</p> <p>① 作業者名 ② 使用目的（適用病害虫・雑草名） ③ 使用方法（散布機等の機械の特定を含む） ④ 農薬使用の責任者名</p>				
6.4 農薬（ワックスも含む。特定農薬は除く。）の保管							
6.4.1	必須	農薬保管の責任者がいる	<p>① 農薬保管の責任者が決まっている。 ② 農薬保管の責任者が農薬保管庫の鍵を管理し、誤使用や盗難を防いでいる。 ③ 日本以外の農場の場合、農薬の保管に関する法令を確認し遵守している。</p>				
6.4.2	必須	農薬の保管条件は適切である(その1)	<p>① 農薬保管庫は強固であり施錠されている。 ② 農薬は、購入時に入っていた容器のまま保管されている。容器が壊れてしまった場合、新しく入れ替えた容器には元の容器のラベル表示が書き写されている。</p>				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
6.4.3	重要	農薬の保管条件は適切である（その2）	<ul style="list-style-type: none"> ① 開封した農薬は、蓋や開け口がきちんと閉められており、こぼれない様になっている。 ② 農薬同士がこぼれた際に混ざらないように、液状のものは粉剤・粒剤・水和剤の上に置かない、もしくはトレーなどを利用して混ざらないようにしている。 ③ 作物に使用するもの、作物以外に使用するもの（除草剤や圃場外に限って使用許可のもの）を分けて保管し、誤用混合を回避している。 ④ 専用の砂・ほうき・ちりとり・ゴミ袋等が用意されている。 ⑤ その他ラベルに記載された保管上の注意がある場合は、その指示に従っている。 				
6.4.4	重要	農薬の保管庫は適切である（その1）	<p>農薬の保管庫は下記の項目を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ラベルで要求されている温度条件が保たれている。 ② 立ち入り可能な保管庫の場合、通気性がある。 ③ ラベルが読める程度の明るさがある。 ④ 農薬及び農薬準備・散布に必要な器具以外のものは置かれていない。 ⑤ 棚は農薬が吸着しないような対策が採られている。 ⑥ 危険性を警告する表示がされている。 				
6.4.5	必須	農薬の有効期限を適切に管理している	最終有効年月を過ぎた農薬は安全に保管・識別され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、地方公共団体や農協の指導に従って処分されている。（管理点12.1参照）				
6.4.6	重要	農薬の在庫を管理している	<ul style="list-style-type: none"> ① 農薬の在庫は台帳で確認できる。 ② 台帳には、入庫ごと・出庫ごとの記録がつけられており、記録から実在庫が確認できる。 ③ 開封・未開封が識別管理されている。 				
6.5 農薬のドリフト（飛散）							
6.5.1	必須	ドリフトの危険性を認識している	自分の圃場を含む周辺圃場で栽培されている作物を把握し、そこからの農薬のドリフト（飛散）の危険性について認識している。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
6.5.2	重要	ドリフト対策を講じている	周辺の生産者とコミュニケーションをとることによって、周辺地からのドリフト（飛散）対策を行っている。コミュニケーションで改善しないドリフトについては、緩衝地帯をもうける・防風ネットや緑肥による柵を設けるなど他の対策を行う。				
6.6農薬の残留検査							
6.6.1	必須	残留農薬の基準を把握している	農産物が取引される国の最新の残留農薬基準の情報を入手できる。				
6.6.2	必須	残留農薬検査計画を立てている	農場内で使用した農薬及びドリフトの可能性がある農薬のうち、もっとも残留の可能性が高いと思われる品目・農薬成分・収穫時期・場所からサンプリングして残留農薬検査を行うことを計画している。また、その計画書を保管している。 残留の可能性の判断基準としては、以下のものがある。収穫から最も近い時期に散布した成分、使用回数の多い成分、作物に対して残留しやすいという知見のある成分。				
6.6.3	必須	残留農薬検査を実施している	管理点6.6.2の計画に基づき、年1回以上残留農薬検査を行い、農薬に関する工程管理が適切であることを確認している。サンプリング方法を記録し、検査記録を保管している。				
6.6.4	重要	信頼のおける検査機関に依頼している	残留農薬検査を行った検査機関は、年1回以上外部精度管理試験に参加しており、適切な精度管理をを行っている機関であることを確認している。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
7. 収穫・輸送に関わる衛生管理(圃場における出荷用包装を含む)							
7.1	必須	収穫から農産物取扱い施設までの輸送について作業の工程を書き出している	<p>収穫と、圃場から農産物取扱い施設までの輸送について、作物ごとに作業工程の一覧表を作成している。一覧表には、作物名、作業者、道具、作業場所、作業内容が明確になっている。作業・配置等に変更が生じた場合には、作業工程の一覧表を修正している。</p> <p>きゅうりの施設栽培をしている農場の例 収穫担当者がハサミできゅうりを収穫する ↓ 収穫担当者がきゅうりをコンテナに詰める ↓ 輸送担当者がコンテナをトラックに積む ↓ 輸送担当者がトラックで作業場まで運ぶ ↓ 輸送担当者が作業場にコンテナを積む ↓ 選果担当者が目視で選別する ↓ 選果担当者がはかりで計量する ↓ 選果担当者がダンボール箱に手作業で梱包する ↓ 選果担当者が冷蔵庫に入れ、一時保管する ↓ 輸送担当者がトラックで出荷する</p>				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
7.2	必須	作業工程ごとに発生する危害要因を検討している（収穫・輸送）	<p>管理点7.1で作成した作業工程の一覧表を用い、作業工程ごとにどのような危害要因が存在しうるか生物学的・化学的・物理的危害を書き出し、発生原因を検討した一覧表を作成している。なお、作業内容・施設・器具・作業機械に変更が生じた場合には、危害と発生原因の再検討をしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物学的な危害要因としては、サルモネラ、0-157、赤痢菌などの病原微生物などがある。原因としては、作業員や作業器具の汚染がある。 ・化学的な危害要因としては、カビ毒などの生物由来物質、農薬・洗剤などの化学物質などがある。原因としては、痛んだものが混入している、農薬散布者が防護服を着たまま、手を洗わずに収穫作業を行う、などがある。 ・物理的な危害要因としては、ガラス片、金属片、木片、虫などの異物混入がある。これらが混入する原因としては、身につけていたアクセサリを落としてしまう、ナイフやハサミを誤ってダンボール箱に入れてしまう、などがある。 				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
7.3	必須	作業工程ごとに農産物の安全を確保する対策を立てている（収穫・輸送）	<p>管理点7.2で作成した危害要因の発生原因の一覧表を用い、農産物の安全を確保するための対策・ルール・作業手順を各工程ごとに作成して文書化（表示を含む）している。各工程の作業内容（作業員）、施設・器具・使用機械それぞれの観点から対策が検討されている。なお、作業内容・施設・器具・作業機械に変更が生じた場合には、対策・ルール・作業手順の再検討をしている。</p> <p>生物学的危害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収穫容器（コンテナ等）・用具（ハサミ、ナイフ等）は洗浄などの衛生対策を行っている ・トラックへの積み込み時・輸送時に農産物が痛まないよう直射日光・雨・雪等が当たらないようにしている ・トイレの後には手を洗う。 ・作業場から500メートル以内のところに手を洗う設備がある。 ・作業前の手洗いや作業中の手袋により交差汚染を防いでいる ・手洗いは衛生的で効果的なやり方で行っている。 ・収穫容器（コンテナなど）や収穫器具（はさみ、ナイフなど）に泥などが付着しないよう清潔に保っている ・作業時には、帽子・手袋等清潔で作物・作業に適した服装を着用している。 ・伝染病の疾病の人の作業制限を行っている。 ・手指に怪我をした人は手袋等を着用している。 ・農薬や肥料を取り扱った格好のまま収穫作業をしない。 				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
7.3	必須	続き	<p>化学的危険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物に農薬や肥料が付着しないよう、農薬散布や肥料散布作業終了後はすぐに片付け・手洗い・着替えなどを行う、散布作業者と別な人が収穫作業を行う、農産物取扱い施設には農薬・肥料を保管しない ・農産物輸送専用のトラックを使用する、あるいは清掃を行い農薬・肥料等が付着しないようにしている ・農産物にはカバーを掛けドリフトを防いでいる ・排気ガスで農産物を汚染しないようになっている <p>物理的危険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物を取り扱っている最中は喫煙、飲食をしない。喫煙、飲食をする場合は農産物から離れた場所など農産物に異物混入がない場所で行っている ・収穫器具の個数管理・定位置管理を行っている ・作業時には装身具を外している ・包材の破片や残渣等の廃棄物は圃場からすみやかに取り除いている ・農産物にはカバーを掛け異物混入を防いでいる 				
7.4	必須	対策・ルール・作業手順を適切に運用している (収穫・輸送)	<p>① 商品管理責任者が管理点7.3で定めた対策、ルール、手順を農場責任者も含む作業員全員に周知・指導している。</p> <p>② 作業員が対策、ルール、手順を定められたとおり実施していることを商品管理責任者が確認している。</p>				
7.5	必須	収穫場所での出荷用包装は衛生的に行っている	<p>収穫場所での出荷用包装する場合、下記の項目を満たしている。</p> <p>① 梱包した農産物の一時保管場所は清潔であり、梱包した農産物を汚染しないようになっている。</p> <p>② 梱包資材は汚染がないよう、清潔に保管している。</p> <p>③ 梱包資材の破片や廃棄物を圃場から取り除いている。</p> <p>④ 管理点8.1、8.2、8.3、8.4、8.6の項目を満たしている。</p>				
8. 農産物取扱い（保管・選別・調整・洗浄・包装・出荷）							
8.1	必須	農産物取扱いの作業工程を書き出している	<p>農産物取扱いに関する作業について、作物ごとに作業工程の一覧表を作成している。一覧表には、作物名、作業員、道具、作業場所、作業内容が明確になっている。作業・配置等に変更が生じた場合には、作業工程の一覧表を修正している。</p> <p>管理点7.1の例参照</p>				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
8.2	必須	作業工程ごとに発生する危害要因を検討している（農産物取扱い）	<p>管理点8.1で作成した作業工程の一覧表を用い、作業工程ごとにどのような危害要因が存在するか生物学的・化学的・物理的危険を書き出し、発生原因を検討した一覧表を作成している。なお、作業・配置等に変更が生じた場合には、危害と発生原因の再検討をしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物学的な危害要因としては、サルモネラ、0-157、赤痢菌などの病原微生物などがある。原因としては、作業員や作業器具の汚染がある。 ・化学的な危害要因としては、カビ毒などの生物由来物質、農薬・洗剤などの化学物質などがある。原因としては、痛んだものが混入している、農薬散布をした人が防護服を着たまま手を洗わずに選別作業を行う、などがある。 ・物理的な危害要因としては、ガラス片、金属片、木片、毛髪などの異物混入がある。これらが混入する原因としては、身につけていたアクセサリーを落としてしまう、ナイフやハサミが誤ってダンボール箱に入ってしまう、などがある。 				
8.3	必須	作業工程ごとに農産物の安全を確保する対策を立てている（農産物取扱い）	<p>管理点8.2で作成した危害要因の発生原因の一覧表を用い、農産物の安全を確保するための対策・ルール・作業手順を各工程ごとに作成して文書化（表示を含む）している。各工程の作業内容（作業員）、使用機械・器具、施設それぞれの観点から対策が検討されている。なお、作業内容・施設・器具・作業機械に変更が生じた場合には、対策・ルール・作業手順の再検討をしている。</p>				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
8.3	必須	8.3続き	<p>生物学的危害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用具（包丁、はかり等）は洗浄などの衛生対策を行っている ・選別で取り除かれた農産物やごみは特定の場所にまとめ、その場所を定期的に清掃・消毒する。 ・作業前の手洗いや作業中の手袋により交差汚染を防いでいる ・手洗いは衛生的で効果的なやり方で行っている。 ・収穫容器に泥などが付着しないようにしている ・作業時には帽子・手袋等清潔で作物・作業に適した服装を着用している。 ・伝染病の疾病の人の作業制限を行っている。 ・手指に怪我をした人は手袋等を着用している。 ・農薬や肥料を取り扱った格好のまま作業場に入らない ・農薬保管庫や肥料の保管場所は農産物取扱い施設から離す、あるいは動線が交差しないように工夫する。 ・廃棄物は農産物と明確に区分されている ・管理点8.2の検討結果において必要と判断された場合は、選果場の作業者は全員、清潔で作業に適した作業服（スモック、エプロン、腕カバー、手袋など）を着用している。 <p>化学的危険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かびたり腐敗したものはすみやかに処分している。 ・はかりやはさみなどの道具類を他の目的（農薬の計量や開封）に使用しない。 <p>物理的危険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業場所では喫煙、飲食をしない。喫煙、飲食をする場合は農産物から離れた場所など農産物に異物混入がない場所で行っている ・はかりやはさみなどの道具類の個数管理・定位置管理を行っている ・宝石類の着用、つめの長さ、衣服の清潔さ、喫煙・休憩・食事の場所などに関してルールを定めている。 ・農産物にはカバーを掛け異物混入を防いでいる 				
8.4	必須	対策・ルール・作業手順を適切に運用している (農産物取扱い)	<p>① 商品管理責任者が管理点8.3で定めた対策、ルール、作業手順を農場責任者も含む作業員全員に周知・指導している。</p> <p>② 作業員が対策、ルール、作業手順を定められたとおり実施していることを商品管理責任者が確認している。</p>				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
8.5	必須	適切な施設で農産物を保管・選別・包装している	<p>農産物を保管・選別・包装する施設は下記の項目を満たしている。</p> <p>全般</p> <p>① 定期的に整理・整頓・清掃されており常に清潔である。</p> <p>② 包装資材は汚染がないよう清潔に保管している。</p> <p>③ 包装資材の誤使用がない工夫をしている</p> <p>④ 管理点8.2.の検討結果に基づき、農産物の安全に関するその他の自分の施設特有の問題点に対処している。</p> <p>生物学的危害</p> <p>⑤ 動物（ペットを含む）や害虫の侵入を防ぐための対策がとられている。</p> <p>⑥ 農産物を保管する場所は適切な温度と湿度が保たれている。</p> <p>⑦ 農産物の品質と安全性を損ねないように、出庫の順番を管理している。</p> <p>⑧ 作業場と区別されたところに清潔な水・石けん・タオル類が常備されている清潔なトイレ・手洗い場があり、手洗いのルールが表示されている。</p>				
8.5	必須	続き	<p>化学的危険</p> <p>⑨ 農産物に接触する可能性のある清掃用品や潤滑油は食品業界で使用が許可されているものを使用し、使用上の注意を遵守している。</p> <p>⑩ 清掃用品や潤滑油は、農産物と離れた場所に置かれている。</p> <p>⑪ 光に敏感な農産物（ジャガイモなど）を長期間保管する場合、光が入らない場所で保管している。</p> <p>⑫ 農薬・家庭用殺虫剤・肥料・燃料を置いていない。</p> <p>物理的危険</p> <p>⑬ 農産物が通過するライン上にある照明は壊れた時に破片が飛び散らないようになっている。飛散時の対策手順（ガラスやプラスチックの破片の処分手順など）がある。</p> <p>作業に適した明るさが確保されている。</p> <p>⑭ 喫煙・飲食場所は作業場や資材置き場とは区別してもうけている。</p> <p>⑮ 残渣・はねもの・破材等の廃棄物は出荷物と区分され、適切に処理されている。</p>				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
8.6	必須	作業者は適切に農産物を保管・選別・包装している	① 作業時には、帽子・手袋等清潔で作物・作業に適した服装を着用している。 ② 作業時には、装身具を外している。 ③ 作業前には衛生的に効果的な手洗いを励行している。 ④ 伝染病の疾病や手指を怪我した人などの作業制限を行っている。				
8.7	必須	食品衛生安全対策を講じている（生食農産物）	スプラウト類の農産物取り扱い施設では下記の項目を遵守している。 ① 年1回以上作業者の検便（サルモネラ及び腸管出血性大腸菌0-157を含む）を行っている。 ② 施設の出入り口に足洗槽を用意している。 ③ 年1回以上農産物の微生物検査（サルモネラ及び腸管出血性大腸菌0-157を含む）を行っている。				
8.8	努力	食品安全や衛生管理の新たな知見・情報を集めている	商品管理責任者は、専門誌、書籍または研修会などを通じて、収穫から出荷までの食品安全や衛生管理に関する知識や情報を入手している。				
C 環境保全型農業							
9. 水の保全							
9.1 水量の確保							
9.1.1	努力	灌漑用水の取り決めを守っている	灌漑用水に関する地域の取り決めや地方公共団体の指導、許可制度がある場合はそれに従っている。				
9.2 水質の保全							
9.2.1	重要	農薬による水質汚染を防いでいる	使用した農薬が地下水や河川を汚染しないようにしている。 ① 化学農薬の使用量を必要最低限にしている（管理点6.1.3参照） ② 農薬散布後の残液を適切に処理している（管理点6.3.1参照） ③ 散布設備の洗浄水を適切に処理している（管理点6.3.3参照）				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
9.2.2	重要	肥料による水質汚染を防いでいる	<p>① 使用した肥料等が地下水や河川を硝酸塩やリン酸、病原微生物等で汚染しないように、適切な施肥設計による施肥量の削減や施肥時期の調整、その他の対策を講じている。(管理点5.1.2参照)</p> <p>② 養液栽培の場合は、養液の排水量を削減する工夫をしている。</p> <p>③ 保管している肥料・堆厩肥からの流出物による水質汚染を防いでいる。(管理点5.4.2、5.4.4参照)</p>				
10. 土壌の保全							
10.1	努力	土壌特性を把握し、良好な特性を保持している	土壌図等を利用して圃場の土壌特性を把握している。その土壌特性に合った土壌圧縮（硬化）を防ぐ対策をとっている。				
10.2	重要	土壌流出を防いでいる	土壌流出を食い止めるような耕作技術を利用している。 例えば、下記の方法がある。 排水の工夫、草生栽培、等高線栽培。				
10.3	努力	土壌への病原微生物等の持ち込みを防いでいる	<p>下記の点について注意している。</p> <p>① 発病した株は圃場にすきこまない。</p> <p>② 病原微生物の残っている堆厩肥を散布しない。</p> <p>③ 完熟前の堆厩肥を散布する場合は、窒素飢餓や未分解の有機物との接触による作物への被害がないよう、作付までの期間を設ける。</p>				
11. 周辺地への配慮							
11.1	重要	周辺への農薬ドリフトを防いでいる	<p>周辺地へ農薬のドリフト（飛散）を防ぐ対策をとっている。</p> <p>例えば、下記の方法がある。 散布量が多くなりすぎないようにする、風の強さ・風向きに注意する、散布の方向や位置に注意する、細かすぎる散布粒子のノズルを使用しない、散布圧力を上げすぎない、タンクやホースは洗いもれがないようにする、まわりの作物にも登録のある農薬を使用する、飛散しにくい剤型（粒剤等）の農薬を使用する、近隣生産者とコミュニケーションを取る、緩衝地帯をもうける。</p> <p>土壌くん蒸剤を使用する場合は、被覆することで外部への拡散を防いでいる。</p>				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
11.2	努力	排水を適切に管理している	圃場や施設で発生する排水が、周辺の圃場や住宅に被害を与えないような対策をとっている。				
11.3	努力	虫害・臭害を防いでいる	作物、廃棄物、肥料などに集まる虫や臭いが周辺地に被害を与えないようにしている。 例えば、下記の方法がある。 住宅や農産物取扱い施設から離れた場所で保管する、シートで覆う、堆肥の場合は戻し堆肥を利用するなどして発酵を促進している。				
11.4	努力	産業廃棄物による汚染を防いでいる	水源や土壌を汚染する可能性のある廃棄物を圃場に入れていない。				
11.5	努力	使用していない圃場・施設を適切に管理している	使用していない圃場や施設は、地域の規制に従って適切に管理している。				

12. 廃棄物の減少とリサイクル

12.1	必須	適切に廃棄物の保管と処理を行っている	農場から出る廃油、廃プラスチック、植物残渣、その他環境を汚染する可能性のある廃棄物を一覧表に書き出し、処分方法と保管場所を明確にしている。廃棄物は地域の指導に従い、適切に処理している。 例えば、下記の方法がある。 使用済み農業資材を野焼き、放置、埋め立てしていない。				
12.2	重要	廃棄物の削減・分別・リサイクルを行っている	農場から出る廃棄物について、下記の項目について取り組んでいる。 ① 廃棄物の削減 ② 決められた場所に分別して保管 ③ 可能な限りリサイクルしている				
12.3	必須	清潔な農場を維持している	①圃場や施設を定期的に清掃している。 ②圃場や施設には廃棄物・不要物が散乱していない。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
12.4	必須	農薬の空容器を適切に保管している	<p>農薬の空容器は下記のことを守って保管している。</p> <p>① 空容器の処理と保管はラベルの指示に従う。 ② 容器内の農薬は使い切っている。 ③ 液状の農薬の場合は、農薬散布の準備の際に空容器を水で3回以上すすぐ。すすいだ水は散布機のタンクに戻す。 ④ 空容器は他の目的に使用しない。 ⑤ 人間、動物、農産物や包装資材と接触しないよう、環境を汚染しないように安全に保管している。</p>				
12.5	必須	農薬の空容器を適切に処分している	<p>農薬の空容器は下記のことを守って処分している。</p> <p>① 地方公共団体の指導に従って処分している。 ② 地方公共団体、農協に回収・処分サービスがあれば、それを利用する。 ③ 回収・処分の実績（マニフェスト、廃棄物処理の委任状等）がある。 ④ 人間、動物、農産物や包装資材と接触しないよう、環境を汚染しないように安全に処分している。 ⑤ 紙類は事業系一般廃棄物として処分している。</p>				
13. エネルギーの節約							
13.1	努力	エネルギー使用量を把握している	電気、ガス、重油等のエネルギー使用量を把握し、記録を残している。				
13.2	重要	省エネルギーの努力をしている	<p>機械や施設を使用する際に、省エネルギーの工夫している。化石燃料の使用を最小限にとどめる工夫をしている。</p> <p>例えば、下記の方法がある。 作業工程を見直し、作業効率を上げる。エネルギー効率の高い機械・施設を選択する。適切な温度管理をする。機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修をしている。不要な照明は消灯する。</p>				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
14. 環境保全への意識と生物多様性への配慮							
14.1	必須	開発規制・利用制限を遵守している	<p>自然保護地域では、規制に従って圃場を開発している。</p> <p>自然保護地域とは、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園、鳥獣保護区、生息地等保護区、ラムサール条約登録湿地、世界自然遺産を指す。</p>				
14.2	重要	野生動植物を把握している	農場と農場周辺に生息する動植物を把握しており、それらと自分の農業活動にどのような関係があるか認識している。				
14.3	重要	外来生物を適切に管理している	<p>農業生産で使用する外来生物(導入天敵やマルハナバチ等)が生態系を乱さないような管理をしている。</p> <p>例えば、下記の方法がある。 ハウスから導入した外来生物が逃げ出さないようにする。取扱説明書を確認し、その指示に従う。</p>				
14.4	努力	環境保全に関する新たな知見・情報を集めている	普及指導センター、農協等が発信する情報誌・パンフレット、専門紙または書籍などを通じて、作物の生産に伴う環境負荷の発生やその低減方法に関する知識や情報を入手している、あるいはそれらに関する講演会・研修会などに参加している。				
14.5	努力	環境保全に関する活動に参加している	<p>環境保全に関する取り組みに参加している。</p> <p>例えば、下記の方法がある。 水田の生き物調査。ビオトープの設置。希少な在来品種の系統保存。</p>				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
D 労働安全と労働福祉							
15. 労働の安全							
15.1 事故の防止							
15.1.1	必須	労働安全責任者がいる	労働の安全について管理の責任を負う責任者が特定されている。				
15.1.2	必須	農作業における危険箇所を書き出している	農場内で考えられる危険な作業・危険な場所についての一覧表がある。一覧表は、管理点1.2.3、1.2.4の一覧表を元に機械ごと・圃場ごとに作成している。なお、作業内容・作業場所・機械に変更があった場合には、危険な作業・危険な場所の一覧表を修正している。				
15.1.3	重要	事故の防止対策を考えている	管理点15.1.2の危険な作業・危険な場所の一覧表に基づき、事故を防ぐための対策、ルール、作業手順が文書化もしくは表示されている。作業内容・作業場所・機械の変更があった場合はルールの再検討を行っている。ルールの設定にあたっては、農林水産省『農作業安全のための指針』や生物系特定産業技術研究支援センター（生研センター）『農作業現場改善チェックリスト』を活用している。				
15.1.4	重要	危険な作業は作業者を制限している	管理点15.1.2で特定した危険な作業を実施する作業者は下記の条件を満たしている ① 安全のための十分な訓練を受けたことが記録で分かる。 ② 酒気帯び者、薬剤服用者、病人、妊婦、年少者、必要な資格を取得していない者、でない ③ 高齢者の加齢に伴う心身機能の変化をふまえた作業分担の配慮をしている ④ 安全を確保するための適切な服装・装備を着用している				
15.1.5	必須	労働安全衛生に関する作業の資格を持っている	法規制で要求されている場合には、労働安全衛生に影響する作業における公的資格の保有または、講習の修了した者がいることを証明できる。 例えば、下記のような免許・講習がある。 大型特殊免許、危険物取扱者、フォークリフト運転技能講習、はい作業主任者、ボイラー取扱技能講習、玉掛技能講習。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
15.1.6	重要	事故の防止対策を作業者に周知徹底している	<ul style="list-style-type: none"> ① 管理点15.1.3で定めた事故を防止するための対策、ルール、作業手順を作業者全員に周知し、実行させている。 ② 危険性のある設備機械・作業・場所については、作業者の目に付くような危険表示をしている。 ③ 点検作業等はマニュアル化し経験則でなく誰でも分かるようにしておく ④ 作業者の間でヒヤリハットの情報共有をしている ⑤ 機械類の誤操作を防ぐ対策をとっている。例えば、次のような方法がある。カバーを付ける、操作法を掲示する。 				
15.1.7	重要	労働安全に関する訓練の記録を残している	<ul style="list-style-type: none"> ① 農作業安全にかかわる研修や講習会に積極的に参加している。 ② 訓練について、その日付、題目、講師、参加者を記録している。 				
15.1.8	重要	安全な農業機械を使用している	<ul style="list-style-type: none"> ① 新しく購入する形式検査合格証票、安全鑑定証票の有無を確認している。 ② トラクターなど乗用型機械は転倒事故防止の対策をとっている ③ 取扱説明書を熟読し、保管している 				
15.1.9	努力	適切に燃料を保管管理している	<ul style="list-style-type: none"> ① 燃料タンク配管からの燃料漏れがないか確認している ② 燃料タンクの容量にあった防油堤を設置している ③ 内容物に適合した容器を用いている。例えば、次のような方法がある。ガソリンは金属製の容器に入れている。 ④ 使用しないときはバルブをしっかり閉めている ⑤ 燃料タンク・ポリタンク等の転倒防止対策を講じている ⑥ 地域の消防署に確認し、消防法・火災予防条例等を遵守している ⑦ 危険物表示を行っている ⑧ 燃料のそばで火気を使用しない 				
15.1.10	重要	農業機械の管理を適切に行っている	<ul style="list-style-type: none"> ① 農業機械の購入時、使用前、使用後の各段階において、メンテナンスをするなどその機械の性能が十分に発揮できることを確認している。 ② 台帳に記載のある農業機械は、それぞれの機械ごとに安全対策のルールを決めている 				
15.1.11	必須	防除衣・防護具を着用している	作業者は農薬のラベルの指示に従って適切な防除衣及び保護具（防護マスク、保護メガネ、ゴム手袋、ゴム長靴）を着用している。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
15.1.12	重要	防除衣・防護具を洗浄している	① 防除衣を着用後毎回洗浄している。 ② 再利用する保護具を使用後毎回清掃している。 ③ 防除衣は着用後に他の服とは分けて洗浄しており、手袋は外す前に洗っている。 ④ 破れたり痛んだりした防除衣や、マスクの汚れたフィルターは新しく替えている。 ⑤ 使い捨てのものは使用后廃棄している。				
15.1.13	必須	防除衣・防護具を適切に保管している	保護衣と保護具（防護マスク、保護メガネ、ゴム手袋、ゴム長靴）は農薬および農産物と接触しないよう保管されている。また、換気の良い場所に保管している。				
15.2 事故発生時の対応							
15.2.1	重要	事故の対応手順を周知している	事故発生時の対応手順や連絡先（労働安全の責任者、病院・警察・消防署）、非常口・消火器の場所、水道・電気・ガスの緊急停止方法が定められており、作業員全員に周知されている。				
15.2.2	重要	緊急事態の準備をしている	事故発生時に必要な下記の用具・設備等が常備している。難しい場合は持参している。 ① 清潔な水 ② 救急箱 ③ 事故の対応手順と緊急連絡先（管理点15.2.1参照） ④ 応急処置の仕方が書かれた事故の際の対応手順書				
15.2.3	努力	応急処置ができる人がいる	農場に少なくとも一人、応急処置訓練を受けた作業員がいる。				
16. 労働の福祉							
16.1	必須	福祉の責任者がいる	① 福祉の責任者が特定されている。 ② 福祉の責任者は、従業員の賃金は法律に適合していることを確認している。				
16.2	必須	社会保険に加入している（その1）	作業員は法令に従い、医療保険、年金保険、労災保険、雇用保険、介護保険に加入している。常時労働者が5名以上いる場合、労災保険、雇用保険に加入している。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
16.3	努力	社会保険に加入している（その2）	常時労働者が5名未満であっても、労災保険、雇用保険に加入している。				
16.4	必須	健康診断を受けている	社会保険適用の労働者は毎年健康診断を受けている。				
16.5	重要	外国人研修生・技能実習生の受け入れは適切である	最新の外国人研修・技能実習制度を遵守している ① 不法滞在者を働かせていない。 ② 技能実習計画に基づき技能実習生を働かせている。 ③ 技能実習生は管理点16.2が適用されている。				
16.6	努力	福祉の向上に務めている	福祉の責任者は、従業員の福祉について取組むべき点を認識しており、継続的に従業員の福祉向上に取り組んでいる。				
16.7	努力	労使の話し合いをしている	従業員と管理者の間で従業員の労働条件、健康、安全、福祉に関する話し合いが年1回以上行われていることが記録でわかる。				
16.8	必須	清潔なトイレを利用できる	圃場や施設の周辺に短時間で行くことができる清潔なトイレがある。				
16.9	重要	従業員用住居を用意している	従業員用住居は水道、トイレ、電気などの基本的な設備が整っている。				
16.10	重要	暑さ・寒さ対策や休憩の用意がなされている	作業には、圃場及び農産物取扱施設での暑さ・寒さ対策や、適度な休憩の場所と時間が設けられている。				
16.11	重要	農場のすべての作業に関する記録を付けている	臨時雇用・派遣作業も含める全ての作業が一覧表になっている。一覧表には名前、雇用開始日、雇用期間、雇用時間や残業に関する取り決めが記されている。				

JGAP

農場用 管理点と適合基準 青果物

2010

輸出用項目(GLOBALGAP同等性項目)暫定版

※海外の農場で生産し、日本への輸出を希望する生産者は、輸出用項目(GLOBALGAP同等性項目)についても取り組む必要があります。
JGAPとGLOBALGAPの同時取得を希望する場合も、輸出用項目(GLOBALGAP同等性項目)について取り組む必要があります。

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
A 農場運営と販売管理							
G3. 4. 2	必須	リコール対応の予行演習を行っている	年に1度、管理点3. 4. 1の手順の予行訓練を行っている。				
B 農産物の安全							
G4. 2. 3	必須	未処理下水の流入を防いでいる	未処理の下水は灌漑に使わない。処理済の下水もしくは汚染の可能性のある水を使うときは、WHOガイドライン（1989）*もしくは地域の基準を満たしていることを確認する * Guidelines for the safeuse of wastewater and excreta in agriculture and aquaculture, 1989, WHO/UNEP				
G4. 2. 4	重要	使用水の安全性確認をしている	管理点1. 2. 4の情報及び、行政機関による水質調査等を参考にして、栽培中に使用する水に農産物に危害を与える要因が無いが、年1回以上確認している。水源や上流の環境が変化した場合（畜産施設、産廃処理施設ができた等）は、そのたびに水質の検討を行っている。危害要因には例えば、重金属、化学物質、微生物がある。				
G4. 2. 5	努力	使用水のリスク対策を講じている	上記の検討の結果、危険性が高いと判断される問題点については、水質検査を実施後、対処している。				
G4. 3. 4	必須	収穫後の最終使用水は衛生的である	農産物を最後に洗う水や農産物と触れる水は日本もしくは地域の飲用水の基準またはWHO(世界保健機構)の基準に適合していることを確認している。				
G4. 3. 5	努力	信頼のおける検査機関に依頼している（水質検査）	水質検査は、保健所、食品衛生法に基づく登録検査機関、水道法に基づく登録検査機関、国際標準機構（ISO）17025取得機関で実施している。				
G4. 4. 7	重要	種苗に対する資材投入を適切に行っている	種苗を栽培する際、「親作物」への農薬や肥料等の投入を必要最小限にとどめる方法で栽培している。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
G4.5.5	必須	適切に遺伝子組換え作物を栽培している。	遺伝子組換え作物を栽培していることを取引先に伝えていることが記録でわかる。				
G6.2.11	必須	適切な農薬を選んでいる	輸出用農産物は、輸出先で使用禁止の農薬が定められている場合、それに従っている。				
G6.2.12	必須	ポストハーベスト農薬の使用に際し、残留農薬の自主検査を考慮している。	収穫後の全ての農薬使用に対し、管理点6.6残留農薬の自主検査の管理点について考慮していることを示す文書がある。				
G.6.4.7	重要	農薬の保管庫は適切である	農薬の保管庫は、30分間耐火できるような素材でできている。				
G.6.4.8	重要	農薬の購入を記録している	農薬の購入記録（伝票等）を保管している。				
G.6.6.5	重要	信頼のおける検査機関に依頼している	残留農薬検査を行った検査機関は、食品衛生法に基づく登録検査機関、ISO17025の認定（食品と農薬の組み合わせ）を取得した機関である。				
G8.9	必須	適切な施設で農産物を保管・選別・包装している	動物、鳥類、害虫などが入ってしまった場合の駆除対策がある。駆除のための調査や講じた措置についての記録をつけている。毒餌やワナなどについては配置図を保管している。				
G8.10	重要	品質規格に沿った選別をしている	品質規格に沿って選別が行われていることを確認する検査方法があり、それを文書化している。				
C 環境への配慮							
G9.1.2	努力	計画的に水を使用している	作物に必要な水量、雨量、水分蒸発量、土壌の水分を考慮して灌水を計画的に行っている。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
G9.1.3	努力	水の使用記録を行っている	灌水やその他の水の使用が実施された日付と、面積または、一定の圃場区画に使用された水量を記録している。				
G10.4	努力	客土・培養土を適切に入手している	① 自作の場合、客土・培養土を自然保護地から採取していない。 ② 客土・培養土の入手先・購入先を記録している。				
G10.5	努力	培地を適切に入手している	スプラウト類・きのこ類の天然由来の培地を使用する場合は供給源を証明する記録がある。自然保護地域および海外の自然保護地域に準ずる地域から採取したものではないことを実証できる。				
G11.6	努力	使用していない圃場・施設を適切に管理している	使用していない圃場や施設は、可能な場合は自然保護地としている。				
G14.6	重要	環境破壊を防ぐ努力をしている	自分の農業活動によって起こる環境破壊を最小限にとどめるために努力している。個体の減少の恐れがある動植物が農場周辺に存在する場合、その保護計画を文書化している。例えば、農場周辺に出没する害獣の増加を防ぎ、生態系のバランスを極力崩さないようにしているなどがある。				
G14.7	努力	生物多様性の助長の努力をしている	農業生産に支障がない範囲で、自分の圃場内または周辺地の動植物の多様性を助長するために努力している。例えば、ビオトープを設置している、希少な在来品種の系統保存をしているなどがある。				
D 生産者の安全と福祉							
G15.1.14	重要	危険性のある物質の安全な取り扱い方を入手している	ウェブサイト、問い合わせ窓口、データシートなどから必要なときに情報を入手でき、安全な措置がとれるようになっている。				

番号	レベル	管理点	適合基準	適合	不適合	該当外	コメント
G15.1.15	重要	訪問者に対する注意喚起をしている	訪問者に対し、下記に関する農場で守るべきルールを伝え注意を喚起している。訪問者を記録している。 ① 管理点15.1.3で定めた事故防止 ② 食の安全 ③ 環境への配慮				
G16.12	努力	個人情報適切に取り扱っている	作業者の検査結果は個人情報として国や地域の規制に従って取り扱っている。				
G16.13	重要	作業者の休憩・着替えの設備がある	① 手洗い設備や飲料水が整っている飲食可能な休憩場所あるいは作業者が食事を保管しておける場所がある。 ② 作業者が作業着に着替えられる場所があり、そこには作業者が所持品を安全に保管できるロッカーがある。				

対応法令と参考文献一覧

食品衛生法
農薬取締法
肥料取締法
農薬を使用するものが遵守すべき基準を定める省令
農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について(通知)
コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範
平成21年度農業技術の基本指針(通知)
環境と調和のとれた農業生産活動規範
地力増進法
地力増進基本指針
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
特定外来生物による生態系等にかかわる被害の防止に関する法律
農作業安全のための指針(通知)
労働基準法
労働安全衛生法
毒物及び劇物取締法
消防法
鳥獣保護および狩猟に関する法律
自然環境保全法
自然公園法
水質汚濁防止法
水質汚濁防止法施行規則
種苗法
生鮮食品品質表示基準
遺伝子組換え食品に関する品質表示基準
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律
農用地の土壌の汚染防止等に関する法律
農薬危害防止運動の実施について(通知)
肥料取締法施行令
地力増進法施行令
無登録農薬と疑われる肥料にかかわる指導の徹底について(通知)
悪臭防止法
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

食品安全基本法
食料・農業・農村基本法
農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について(通知)
総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針
住宅地等における農薬使用について(通知)
食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針
農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン

日本生活協同組合連合会 青果版・適正農業規範 2009年改訂版
日本施設園芸協会 生鮮野菜衛生管理ガイド
「食品安全のためのGAP」策定・普及マニュアル(スプラウト版)
全国食用きのこ種菌協会 安心きのこ生産マニュアル
GLOBALGAP Control Points and Compliance Criteria
Integrated Farm Assurance Ver.3.0